

再エネ設備の資金調達を低利で！

再生可能エネルギー 設備導入事業低利融資

県では、再生可能エネルギー設備の導入を支援するため、県内事業者を対象とした低利融資を実施しています。

○ 対象となる施設は？

- ・ 太陽光発電設備
- ・ 風力発電設備
- ・ 水力発電設備
- ・ 地熱発電設備
- ・ 太陽熱発電装置
- ・ 大気中の熱その他の自然界に存する熱を利用するための装置
- ・ バイオマスエネルギー利用設備

最大で 4億8千万円 まで活用できます。

(※中小企業信用保険法施行規則 別表二の二 非化石エネルギーを使用する施設)

これらに付随する **装置、設備** に加え、 **土地取得資金、運転資金** も対象となります。

したがって、再生可能エネルギー導入に係る、幅広いニーズに対応できる制度です。



制度概要は裏面へ →

県ホームページ（事業概要）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/gx/saiene/1067338.html.html>

QRコードはこちらから→



【制度概要】

1 融資の対象者

県内に事業所を有する中小企業者※¹（中小企業者として創業するものを含む）で、県内に再生可能エネルギー設備※²を導入する事業者。

2 貸付の条件

資金使途 ※ ³	融資限度額 ※ ⁴	貸付期間 (据置期間)	貸付利率	保証料率
設備資金 運転資金	2億8千万円 以内	15年以内 (2年) 10年以内 (1年)	3年以内 年1.7%以内 3年超10年以内 年1.9%以内 10年超15年以内 年2.1%以内	0.45%～1.7% (普通保証)
設備資金	2億円以内	15年以内 (2年)	3年以内 年1.7%以内 3年超10年以内 年1.9%以内 10年超15年以内 年2.1%以内	1.05% (エネルギー 対策保障)

3 申込手続き

県内の普通銀行、信用金庫及び株式会社商工組合中央金庫へお申し込みください。

(留意事項)

※¹ 岩手県信用保証協会の信用保証を必須としているため、保証対象業種である必要があります。（農業・林業・漁業・金融業・保険業などは一部を除き対象外です。）

※² 対象となる施設は、中小企業信用保険法施行規則 別表二の二の通りとなります。

※³ 資金使途は、施設設備と同時期に行われる土地取得等に要する資金を含みますが、エネルギー対策保障による資金については、設備資金（発電資金、架台、蓄電装置、制御装置又は系統連系設備等）のみが対象となります。

※⁴ 融資限度額は、1企業あたり合計4億8千万円となります。

※ その他

- 保証人は、原則として法人における代表者を除き、不要となります。また、担保は、取扱金融機関の所定の条件となります。
- 貸付の条件の詳細については、「岩手県再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金貸付要綱」をご覧ください。
- 金融機関及び岩手県信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

【お問い合わせ先】

岩手県 環境生活部 環境生活企画室 グリーン社会推進担当

電話：019-629-5271 FAX:019-629-5334 E-mail:AC0001@pref.iwate.jp

